

## 改正内容

「地籍調査作業規程準則運用基準」について、下記所要の改正を行う。

- ・実運用を踏まえた規定の適正化
- ・公共測量の作業規程の準則の一部改正（令和5年3月31日一部改正）を踏まえた用語・計算式の修正
- ・その他、表現の適正化等

### 1) 主な改正事項

#### 【新規条文】

第15条の2第4項の規定に基づき筆界の位置を現地に復元する場合は、多角測量法又は放射法による細部図根測量と一筆地調査を併行して行うことができるものとする。

#### 〔第19条第4項〕

(解説)

令和2年度の運用基準改正により、筆界特定の申請又は街区境界調査における筆界の調査では、筆界の位置を現地に復元することができるとする復元測量が規定された。

この際、街区境界調査の想定地域において、街区基準点や公共基準点が設置されているが、復元測量に必要な基準点が不足する場合は、細部図根測量を行う必要がある。

ただし、現行の規定では、このような場所に復元測量に必要な細部図根測量を一筆地調査の前に実施すると規定違反となることから、今回、細部図根測量と一筆地調査を併行して行うことができるよう改正。

### 2) 航測法における主な改正事項

- 1, 航測法の補備測量における、細部図根測量と一筆地測量を併行して実施できるよう改正  
〔第55条の3〕
- 2, 空中写真又は航空レーザ測量データを用いた筆界点座標値の制限を規定〔別表第37〕  
再算出した座標の較差「乙二: 0.5 m 以内」「乙三 1.0 m 以内」

### 3) 軽微な改正事項

- 1, 次数の原則を記載（令和2年度に削除された条文）

「D工程及びF I工程における多角路線の次数は、与点の最大次数に1次を加えること」を改めて規定。解釈の変更なし〔第27条第2項、第34条〕

- 2, 令和2年度に改正されたF I工程における開放路線の条文が読みづらいため修正、解釈の変更なし〔第35条第2項〕

「準則第64条第1項の開放路線は、与点となる細部多角点等1点につき、節点1点の2路線まで形成することができる。この場合において、当該2路線の節点を同一とできる。」

- 3, 2級トータルステーションの性能又は規格についてはA型とする、解釈の変更なし  
測距部の性能についてA型は中距離型、B型は短距離型のため〔別表第4〕
- 4, C工程の電子基準点間の閉合差の点検路線は最小辺数路線とする条文に、以下を追記  
「ただし、辺数が同じ場合は路線長が最短のものについて点検を行う。」〔別表第8〕
- 5, F I工程における厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量を定めた別表を新規作成、解釈の変更なし〔(新規)別表第18〕  
改正前はD工程の備考欄にF I工程の重量の記載があり分かりづらかった

別表第18 細部図根測量における厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量〔第34条〕

T S法	角の重量		1.0
	距離の重量の係数	長さに関係しない標準偏差 (Ms)	10 mm
		長さによる誤差の比例定数 (γ)	$5 \times 10^{-6}$
		角の一方向の標準偏差 (Mt)	13.5 秒
G N S S法	平均計算に用いる重量は、次のいずれかの分散・共分散行列の逆行列を用いる。 ①基線解析で求められた値 ②水平及び高さの分散を固定値として求めた値 分散は、 $d_N = (0.004m)^2$ 、 $d_E = (0.004m)^2$ 、 $d_U = (0.007m)^2$ とする。		

※注意

別表第18の新規作成に伴い、別表番号の修正あり〔別表第13～18まで〕

- 6, F I工程の計算の単位及び計算値の制限の別表について、備考欄の記載内容を表中に記載しD工程の別表第12と揃えた、解釈の変更なし〔(旧)別表第18 → (新)別表第17〕

別表第17 多角測量法による細部図根測量の計算の単位及び計算値の制限〔第34条〕

改定前の備考欄

1. 結合する多角網の閉合差の点検計算は、与点から他の与点までとする。
2. nは当該多角路線の測点数、Sは路線長(m単位)、Nは当該多角路線の辺数とする。
3. 厳密網平均計算による場合、単位重量の標準偏差は20秒、水平位置の標準偏差は100mmをそれぞれ標準とし、閉合比の制限は、甲一、甲二及び甲三においては1/3,000、乙一、乙二及び乙三においては1/2,000を標準とする。また、厳密網平均計算により標高を求める場合、新点位置の標高の標準偏差は20cm、高低角の標準偏差は70秒をそれぞれ標準とする。なお、厳密網平均計算に用いる重量は、別表第14によるものとする。
4. 簡易網平均計算による場合の閉合比の制限は、1/2,000を標準とする。
5. 環閉合差により点検する場合は、方向角、座標及び標高の各制限式の定数項を省いたものとする。
6. 与点で方向角の取付観測がなく、かつ、厳密網平均計算の場合は、方向角の閉合差の点検を省略できるものとする。

改定後の備考欄

1. 簡易網平均計算による場合の閉合比の制限は、1/2,000を標準とする。
2. 結合する多角網の閉合差の点検計算は、与点から他の与点までとする。
3. nは当該多角路線の測点数、Sは路線長(m単位)、Nは当該多角路線の辺数とする。
4. 与点で方向角の取付観測がなく、かつ、厳密網平均計算の場合は、方向角の閉合差の点検を省略できるものとする。
5. 環閉合差により点検する場合は、方向角、座標及び標高の各制限式の定数項を省いたものとする。

(1) T S法

制限項目 精度区分	計算の単位				計算値の制限							
	角値	辺長値	座標値	標高	方向角の閉合差	座標の閉合差	閉合比	標高の閉合差	新点位置の標準偏差		単位重量の標準偏差	高低角の標準偏差
甲一	秒位	mm位	mm位	mm位	10 秒+ 15 秒√n	20 mm + 4 mm√S	1/3000 (標準)	200 mm + 50 mm√N	10cm	20cm	20" (標準)	70" (標準)
甲二	秒位	mm位	mm位	mm位	15 秒+ 20 秒√n	50 mm + 6 mm√S						
甲三	秒位	mm位	mm位	mm位	20 秒+ 30 秒√n	50 mm + 10 mm√S						
乙一	秒位	mm位	mm位	mm位	20 秒+ 45 秒√n	60 mm + 15 mm√S	1/2000 (標準)	250 mm + 50 mm√N				
乙二	秒位	mm位	mm位	mm位	40 秒+ 55 秒√n	100 mm + 20 mm√S						
乙三	秒位	mm位	mm位	mm位	40 秒+ 65 秒√n	120 mm + 25 mm√S						

- 7, 緯度・経度の設定単位を秒単位に修正〔別表第6, 11, 17, 20, 24, 27, 29〕

設定項目	単位	位
経度・緯度	度分秒	1



設定項目	単位	位
経度・緯度	秒	0.0001

## 4) 航測法における軽微な改正事項

- 1, 航空レーザ計測データの解析における調整用基準点の残差等の制限の標準を規定  
〔第53条〕 〔別表34〕
- 2, 令和5年3月31日付で公共測量の作業規程の準則が一部改正された事による文言統一等  
〔別表第5〕
  - ・ G N S S / I M U 調整計算成果表 → 削除
  - ・ G N S S / I M U 計算精度管理表 → G N S S / I M U 解析結果精度管理表
  - ・ 撮影記録 → 撮影記録簿
  - ・ 航空レーザ計測記録 → 航空レーザ計測記録簿
  - ・ コース間点検箇所残差表 → コース間点検精度管理表
  - ・ 対空標識点明細票 → 対空標識点明細表

## 5) 別記 計算式

### (主な改正理由)

- ・ 公共測量の作業規程の準則に合わせて改定
- ・ 表現の適正化、フォントの統一、項番の整理
- ・ 使用していない計算式の削除